

ですから、入札談合等関与行為防止法に定める入札談合等関与行為が疑われる可能性があることは至極当然なことであり、その恐れに対し真摯に対応する必要があることは言うまでもありません。

少なくとも、東郷町の住民の方々には、このような事実を知る権利を持っていることは明白です。このような入札・落札が適切であるか否かは住民の方々が自ら判断すべきことではないでしょうか。そのための情報を提供することを目的としたのが私の議会報告の配布文書なのです。

「入札業務の発注者と落札者が実質上同一という事実」を住民に知らせることは、指定管理者の指定とは何の関係もありません。

「入札業務の発注者と落札者が実質上同一という事実」は、真実です。
この競争入札に関する事実は、指定管理者の指定とは何の関係もありません。
本件会社が指定管理者として適切か否かは誰も何も言っていません。

本件の政治倫理審査会の審査結果は、政治的表現への不当な弾圧となります。

指定管理者は、指定管理者となろうとする全ての「法人その他の団体」にその指定のチャンスがあります（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）。本件会社は、指定のチャンスのある法人の一つに過ぎません。もし、指定の可能性ある法人や団体への政治的表現が、議会議員としての政治倫理に抵触するとして弾圧されてしまう対象としてしまうことは、議会で審査すべき可能性のある全ての団体への批判・評価をすることができなくなってしまうことです。この事態は東郷町民の福祉向上を図る立場として、決して避けなければならない事態です。

また、文書全体の趣旨を鑑みることなく、特定の単語だけに目を付けて政治倫理に反すると指摘していることや、東郷町長が議会議長に対し、事実上私の処分を求める文書を送付していること（平成 29 年 1 月 17 日付東郷町長作成「『いまたけんじ議会報告』の誤記等について（依頼）」）、そして、議長（当時）が本件審査請求の請求人に名前を連ねていること、これらのことから政治倫理審査が政争の具にされてしまっていないか、住民不在となっていないか、と危惧するところであります。

今後、東郷町議会がすべき「住民の皆様の福祉向上」にむけ真摯に取り組んで行くことができる環境の構築、行政に対する審査機関としての独立性が何より大切であると考えていることを改めて訴えさせていただきます、以上私の弁明とさせていただきます。

以上